

令和 6 年 12 月 2 日 総務文教委員会 議事録
10 時 00 分 開会

○出席委員 (7 人)

委員長 小田上 尚典

副委員長 中川 智之

委員 中野 友博、小出 哲義、西村 一啓、山崎 年一、寺岡 公章

議長 北地 範久

○欠席委員 なし

○小田上委員長 皆さん、おはようございます。

定足数に達していますので、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

開会に当たり、市長に御挨拶をいただきたいと思います。

市長。

○入山市長 総務文教委員会、開催ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

○小田上委員長 ありがとうございます。

議事に入る前に、改めて委員と執行部の皆さんにお願いを申し上げます。

委員会での質疑につきまして、会議規則第 56 条の規定では 3 回までとなっておりますので、御協力をお願いしますとともに、再質問の必要がないよう、簡明なる御答弁をあわせてお願い申し上げます。

執行部におかれましては、答弁をされる場合は挙手をしていただき、委員長から指名を受けてください。答弁するときは、課名と職名を名のってから答弁していただきたいと思います。発言される際にはマイクのスイッチを入れ、マイクに近づいて発言をしていただきたいと思います。

それでは、議事日程に従って進めさせていただきます。

日程第 1、議案第 60 号定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明がある旨を聞いております。補足説明は座ってしていただいて構いませんので、お願いします。

総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 おはようございます。

それでは、議案第 60 号定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。資料をお配りしておりますので、資料に沿って説明をさせていただきます。

早期退職募集制度の導入ということについてでございます。

まず、1、制度導入の趣旨でございます。

職員の定年の延長に伴い、在職期間が長期化する状況を踏まえて、職員の年齢別構成を

適正化することで、組織活力の維持、組織の新陳代謝の促進、あるいは持続可能な行財政運営が可能となるといった効果が見込まれるところです。

このため、条例において必要な事項を定め、手続きに関する透明性を確保したうえで、令和7年度からこの制度を導入しようとするものでございます。

この手続きの透明性を確保するというのが条例化する大きな目的であります。

次に、2、制度の概要についてです。

まず、市長があらかじめ応募条件等を定めて公表したうえで、応募条件に合致する特定多数の職員から募集を行い、該当する職員が自発的意思に基づいて応募を行い、市長の認定を受けて退職するというものです。

次に、認定を受けて退職した場合、自己都合による退職の場合よりも割増して退職手当の額が算定をされます。これは、広島県市町総合事務組合に本市が加入しておりますので、そちらの退職手当支給条例に規定をされております。どの程度の割増しになるかというのは、後ほど説明をいただきます。

次に、3、条例案の概要についてです。

まず、募集の対象（第2条関係）ですが、45歳以上の年齢である職員で、定年前に退職する意思を有する職員。ただし、当分の間、定年を60歳、20年というのは15年として附則で規定をいたします。ただし、募集対象年齢については、職員の年齢別構成の状況に応じて、毎年度定める予定でございます。

次に、（2）募集の方法（第3条関係）になりますが、対象者、募集人数、募集期間、応募上限数等を定めた募集実施要項を年度ごとに作成をしまして、職員に周知を行います。

次に、（3）応募または取下げ（第5条関係）ですが、募集期間中は、原則として職員の意思により、いつでも応募し、退職期日前にはいつでも取下げができるものでございます。あくまでも職員の自発的な意思、あるいは事情に応じた応募ということになります。

（4）認定等（第6条関係）です。

市長は、応募退職予定職員であることを認定をいたします。ただし、応募上限を超えた場合は認定しないことができるとしております。

次に、（5）退職すべき期日の繰上げ等（第8条関係）です。

認定後であっても、公務運営上、支障がある場合は、退職期日の繰上げ、繰下げができることとしております。

（6）認定の失効（第9条関係）です。

応募後に懲戒処分を受ける等した場合には、認定の効力が失効いたします。

（7）公表（第10条関係）です。

募集及び認定を行った場合は、募集実施要項及び認定者数を公表しなければならない、ということとしております。現在のところ、市ホームページの公表を考えております。

次に、4、早期退職募集制度の流れについて説明をいたします。

手続きや退職手当の割増措置についてでございます。

まず、早期退職希望者の募集を行います。募集対象者全員に募集実施要項等を周知して募集を開始をいたします。周知する内容といたしましては、まず、i、年齢、職位その他

募集の対象範囲を特定する事項。 ii、募集の期間（応募受付期間）。 iii、募集する人数。 iv、退職すべき期日または期間そういったものを記載したものを周知し、公表をいたします。

募集要項に基づきまして、応募を行います。応募や応募の取下げは、職員の自発的な意思に委ねられるもので、強制されたものであってはなりません。

次に、応募に応じて認定を行います。市長は応募者に対し、原則、認定をいたします。ただし、公務運営上または人事管理上、特に必要な場合については、認定しない場合もあり得るということでございます。

認定をしましたら、応募をした職員に通知をいたします。市長は応募者に対し、認定通知書または不認定通知書を交付いたします。募集実施要項に、退職すべき期間、という形で記載をした場合には、退職すべき期日の通知を行います。

これらの手続を経て、応募認定退職ということになります。退職日は、市長が指定した日、これは退職すべき期日ということになります。

運用については今後詰めていきますけれども、現時点では、年度末の退職というふうに定めることが現実的かと思っております。

次に、退職手当につきましては、自己都合退職に割増しされた退職手当が支給をされます。割増しの内容ですが、まず、支給率は退職者の勤続年数に応じ、定年退職と同率となります。自己都合退職ではなく、定年退職と同率となることでございます。

それから、定年まで早期退職特例措置による退職時の給料月額割増しがあります。勤続20年以上で定年まで15年以内の退職者に対し、定年前1年につき3%。ただ、定年前1年以内の者が2%になるのですが、基本的には3%の割増しが行われます。15年ですと、3%かける15年ですから、45%割増しになるというふうな計算になります。

この割増しについては、市町総合事務組合の退職手当条例に規定をされております。

最後に、退職手当額の計算式について説明をいたします。

退職手当については、退職時の給料月額かける支給率。これは、勤続年数や退職理由別で定められておりますが、それに調整額、これは職責や役職に応じた加算額、これらを加えて定められます。

早期退職制度に係る加算措置なのですが、退職時の給料月額、こちらに加算をするということになります。例えば、50歳時で早期退職募集制度に応募して退職した場合は、給料月額の割増加算が60歳から50歳を引きますと、10歳で、10年ということになりますが、これに3%をかけるということで、0.3ということで30%の割増しになるという意味合いでございます。したがって、退職手当額は退職時の給料月額に1.3をかけて、支給率をかけて、調整額をプラスしたものが早期退職した場合の退職手当の額になるというふうな計算式になっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小田上委員長 ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

小出委員。

○小出委員

おはようございます。よろしくお願いいたします。

早期退職者制度ということで、昨年の決算特別委員会のときに職員の人材確保ということでの意見書を提出させていただいたかと思うのですが、なかなか市の職務を執行する上で職員の数が足りないのではないかなというふうなお話があったかと思うのですが、自主希望が優先されるとはいえ、早期退職者制度を設けることによって、退職者の数は誘引していくようになるのではないかなというふうに、その辺を少し懸念するところではありますが、こういった人材不足の折、この早期退職者制度を設けると同時に、より一層、優秀な新規採用を募集する必要、充実させる必要があるのではないかなというふうに思いますが、その辺を御回答お願いしたいと思います。

そして、45歳以上ということですので、非常に働き盛りで有能な人材が放出していくのではないかなというふうなところも懸念しますが、その辺はいかがでしょうか。

あと、募集年齢を45歳以上とした根拠について教えていただければと思います。

そして、募集要項の中に募集人数、職員の範囲というふうな項目があるのですが、職員の人数、あるいは職員の範囲、その選考基準を教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○小田上委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 それでは、順にお答えをさせていただきます。

まず、人材不足の折、新規採用をより一層充実させるための策についてということでございますが、確かにここ数年、職員採用、試験の受験者数については減少してきております。

今年度から人材募集専用のインターネットサイトを利用しまして、申込み受付を行っているところです。ほとんどの申込みがインターネットサイトによるものであるため、これは一定の効果が出ているのだろうというふうに思っております。

また、サイト上で大竹市役所の職場や勤務状況について紹介するページを掲載しておりますし、また、動画で仕事の内容を紹介をしたりもしております。実際に職員が出演をして、いろいろ話しているようなものが映っているのですけども、そういったこと、それから、今年度は技術系の大学生1名のインターンシップを受け入れているところです。これらの大竹市の職場のアピールにつながる取組は、引き続き行っていきたいというふうに考えております。

続きまして、早期退職募集制度が働き盛りの有能な人材の放出につながらないかといった御質問についてです。

今回の導入しようとしております早期退職募集制度ですが、これは定年延長により職員の年齢層が上振れするということから、将来的な職員の年齢構成をできるだけ平準化する1つの方法として、導入しようとするものです。

この制度を利用して退職した場合、退職手当が一定程度割増しされますが、それを理由に大勢の職員が次々に早期退職をして、その結果、組織が成り立たなくなるといったこと

は想定はしておりません。有能であるがゆえに、大竹市の職員を辞めて、ほかで働きたいと考える人、あるいはセカンドステージを目指す人、そういった人は、市職員としてとどまり続けることで逆にモチベーションが下がってしまうだろうというふうに思います。モチベーションを下げたまま働き続けるということは、職場のためにも、市民のためにもならないというふうに考えております。

実際のところ、職員一人一人、様々な事情がありますので、あるいはいろんな思いを持っております。この制度が導入されることでいろいろと考える職員も出てこようかと思えます。

ただ、この制度の側面として、早期退職することによって、その人の人生がよりよいものになるというのであれば、それを後押しできる制度であるというふうにも言えるかと思えます。

続きまして、募集年齢を45歳に設定した理由についてでございます。

本市職員の退職手当は、先ほど申し上げましたように広島県市町総合事務組合の退職手当支給条例の規定に基づいて支給をされておりますけれども、この退職手当支給条例において、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例措置ということで、勤続年数が20年以上であって、定年から20年を減じた年齢以上である場合には、退職日の給料月額に定年までの勤続年数1年につき3%の割増加算がなされるという旨が規定をされております。

この退職手当支給条例との整合性を図るために、本市の職員の定年を定める条例において、現在65歳というふうに定めておりますが、その定年年齢から20年を減じた45歳というふうに定めるものです。

ただ、現時点では、定年年齢が60歳から65歳に延長している時期でありますので、当分の間、退職手当の支給額が60歳時のピーク時の額で支給されるということになっております。

このため、今回の条例案の附則でも規定しておりますが、この65歳を60歳とし、20年を15年というふうにしておりますので、結果として45歳以上というふうにしていただいております。

なお、実際の運用としましては、補足説明でもありましたけれども、必ず45歳以上で募集するというわけではなくて、年度ごとに職員の年齢構成を把握しつつ、将来を見越して募集する年齢層については、設定するということになります。

続きまして、募集人数あるいは職員の範囲の選考基準は何かということについてでございます。

募集人数や職員の範囲を設定する際には、どの年齢層が適当なのか、また、職種や職員も含めて考えるのか、そういったことを検討した上で募集人数や範囲を設定するということになるかと思います。

他の自治体の例では、年齢層や職種ごとに募集人数を定めて募集をかけているというところが多いようです。

御心配のように、早期退職者を漫然と募集した場合については、特定の年齢層や職種あ

るいは職員の人数が極めて少なくなってしまった、こういったことでは組織運営上、支障が生じるというふうに考えております。まず、組織として十分に機能できる、そういった状態を想定した上で、どの程度の範囲で募集をかければ、将来的に職員の年齢構成の平準化につながっていくのかといった視点を持って、基準については考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○小田上委員長 小出委員。

○小出委員 制度自体が職員個人の人生にわたるキャリア形成を考えて見たときに必要な制度であるかもしれないというふうには思います。

心配するのは、優秀な人材が個人のキャリア形成を考えてというような方に限って、結構優秀な人材が多いのではないかと思いますので、そういう欠員を新規採用で補っていくということになるのかなと思うのですが、ぜひ、新規採用制度についてきっちり力を入れていただいて、十分確保できるように努めていただきたいというふうに思います。

質問はありません。以上です。

○小田上委員長 要望ということでよろしいですね。

では、他に通告を受けております。

山崎委員。

○山崎委員 お世話になります。

早速でございますが、非常に働く側にとってはいい制度かなという気がします。こういった制度が導入されるということは、やっぱり民間企業としても優秀な人材を獲得するという方法については、非常にいい制度かなと思います。

ところで、私どもが素朴に感じるのが、いわゆる今回の希望退職の場合と通常退職の場合と金額がどれだけ違うのかというのが一番関心があるところでございまして、それぞれによって給与ベースも違うし、比率なんかも違うのだらうと思うのでありますが、そこで、平均で結構でございますので、45歳で応募した場合と、それから、55歳で応募した場合の退職時の金額を先ほどの表をいただきました割増給料とか、支給率とか、調整額とか、これを調整したものを退職金額でどれだけ違うのかというのを平均で結構でございますので示していただけたらと思います。よろしくお願いします。

○小田上委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 詳しく通告をいただいておりますので、計算をしてきました。御紹介をしたいと思います。

一般的な例で申し上げますけれども、45歳の職員で22歳採用、勤続年数が23年、給料表4級、これは係長・主査級の職員ということになりますが、そのものが普通退職、いわゆる自己都合退職した場合には、退職時の給料月額36万5,300円×支給率24.6915＋調整額81万3,000円で、額としましては983万2,804円となります。

次に、応募認定退職した場合は、退職時の給料月額36万5,300円×1.45、これがいわゆる早期退職の加算です。これは、15年×0.03で、0.45ということで、1.45ということになるのですが、これが52万9,685円×支給率が29.608875、この支給率が定年退職の支給

率と同じ率ということですが、それに調整額として162万6,000円をプラスしますと、合計して、1,730万9,376円です。応募認定退職した場合と普通退職の差は、747万6,572円ということで、約750万円の差が出ます。

続きまして、55歳の職員で22歳採用、勤続年数33年、給料表6級、これは課長・主管級になりますが、そういったものであって、6級に5年在級していたと仮定した場合は、普通退職、自己都合退職した場合については、退職時の給料月額が40万6,500円×支給率37.7487に調整額として260万1,000円をプラスしますと、合計して1,794万5,846円になります。

次に、この職員が応募認定退職をした場合が、退職時の給料月額40万6,500円に1.15をかけます。これは、5年×0.03ということで、0.15をプラスしたのになります。それが、46万7,475円に支給率が45.32355に調整額260万1,000円をプラスしますと、合計しますと2,378万8,626円になります。この差は、584万2,780円で、約580万円の差が出るというふうな形になります。

なお、ただいま申し上げました退職手当の額は、税控除前の額ということになりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○小田上委員長 山崎委員。

○山崎委員 丁寧にご回答いただいてありがとうございます。

やはり若い方が退職なされば、かなり上乘せされるということのように感じました。それで、魅力的な制度かなという私は印象を持ちました。

あとは、職員の皆さんがどう感じられるかということだと思っておりますが、将来に向けた新しい決断をなさるといっても可能なかなという金額のように感じました。

ありがとうございます。終わります。

○小田上委員長 通告を受けた質問は以上です。

他に質疑はございませんか。

寺岡委員。

○寺岡委員 ほかの委員のやり取りで大分理解が進みました。

もう少し深めておきたいのですが、ちょっと伺っておきたかったことも先ほどのやり取りで分かったのですが、適正化というところがどうなのかなというところが年齢別の平準化というふうな言葉を先ほど使われましたが、平準化というのはフラット、20代の方が何人、30代の方が何人というふうな、そういうふうなイメージを持っておっていいのかというところ。

あと、組織活力の維持、この場合、お考えなさっている組織活力って何ですか。お願いします。

○小田上委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 まずは、フラット化というのは、いわゆる組織はピラミッド型というふうに言われております。要は、ピラミッド型ではなく逆三角形になると、これはかなり問題が生じるということでございますので、年齢構成もピラミッ

ド型というのが一番適当ではないかというふうに思います。

ただ、公務に限らず民間ではそうですけれども、果たして民間の場合、ピラミッド型でいいのだろうかということもございます。能力が高ければ、逆に若い人がトップになると、逆に高齢の方が部下になるといったこともありますので、一概に言えませんが、基本的には組織はピラミッド型というふうに言われていますので、そういったイメージを持っております。

続きまして、組織活力の維持ということにつきましては、本市に限らず、公務員の昇任、昇格、給料の格付につきましては、細かく分類された給料表を勤務年数を基本として、段階的に上がっていくというふうな形になっております。

したがいまして、人事評価を基礎とはしていますが、やはり年功序列という面は否めないところがあるのだろうというふうに思います。高齢の職員の人数が多くなりますと、やはり人事が硬直化するというふうな傾向があろうかと思えます。そういった観点で組織活力の維持を図るために、この制度を設けたいというふうに思っております。

以上です。

○小田上委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。

ということは、大竹市にとって、適正な年齢別構成とはピラミッド型なのではないかというふうに、今受け止めたのですが、その思いはいいと思います。それは市のほうでいろいろ協議をされた中でそういうお考えになったのだと思うのですが、これを、今回の条例を制定することで、適正な年齢別構成に近づくだらうという期待を持ってもらえるということですね。

ピラミッド型になる保証というのはどこにあるのだろうかということ、それをどれくらい強く思っておられるかということと、組織活力がちょっといまいち伝わってこなかったところがあるのですが、人事の硬直化していないというのが組織活力なんですか。ほかには何かないのだろうかというふうに思ったのですが、この条例制定以外で組織活力維持を図る、ほかの努力というのは何かしておるのでしょうか。これでこれが解決するというふうにお考えなのか、その2点、お願いします。

○小田上委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 先ほど、ピラミッド型と申し上げましたのは、組織の縦割りとしてピラミッド型ということで年齢構成が必ずピラミッド型ということではないということで、その辺はちょっと御理解をいただきたいと思えます。

この制度を導入したからといって、直ちにそういったいろんな組織活力が急に高まったとか、新陳代謝が急に図られたりといったことはなくて、将来的にそのような硬直化したような状況があれば、少しでも緩和できるのではないかというふうな思いを持って、この制度を導入しようとするものです。

活力の維持について、ほかには何かないかというようなことなのですが、これはこういった制度に限らず、日々の職場のいろんな例えば、職員間の意思疎通を図るとか、そういったある意味研修の範囲になるかもしれませんけれども、こういった組織活力の維持を図る

ための1つの方法として、この制度があるという位置づけですから、その他にも、もちろんいろんな活力を図るための施策というのは当然考えていかなければなりません。

先ほど申し上げましたように、職員の採用、そういったものをしっかり取り組んでいく、そういったことも組織活力の向上ということにつながると思いますし、日々の職場でのつながりであるとか、様々な仕事をする上でどのような方法で仕事をすれば、うまく進めるのか、そういったことも考えながら、全体的にちょっと組織活力の維持というのは図られるのだろうというふうに思っておりますので、様々な方策はあると思います。それは、様々な方策がある中で、今回のこの制度はそのうちの1つとなるものであろうというふうな期待を持って、導入をしようとするものでございますので、よろしくお願いいたします。

○小田上委員長 総務部長。

○三原総務部長 今、課長が様々あると申し上げた1つとして、まず、庁内、組織全体で朝礼をしています。これも、みんなの顔を見て、朝ちゃんと元気かなというのを見る、これは大事なことだろうと思います。

もう1つが、人事評価制度をさっきお話があったと思うのですが、実は期首面談、中間面談、期末面談と、年に3回必ず、係長は係員と、係長は課長と、というふうに、課長は部長としますけど、年に3回個別に面談を行います。そのとき1対1ですから、そのときにも仕事の悩みを聞いたりとか、そういった機会が持てるという制度になっております。

人事評価制度というのは、職員の成長を促すという面で導入をされておりますので、そういったところもしっかりと使っていきたいと考えております。

○小田上委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 課長、部長のおかげで大分理解が進みました。ありがとうございます。

市の職員の皆さん方、市行政が活気があって、活力を持っておられるというのは、ひいては市民生活にもダイレクトにいいふうにつながっていくと思いますので、先ほど課長が述べてくださったような日々の職場のつながり1つ、こういった辺りは本当、これからぜひ大事にしてもらいたいと思います。その方策の1つとして、面談とかというのも丁寧にやっていただけたらなと思います。

この後、将来的にというのがワードになっていると思うのですが、まだ見込みの部分で期待を持っておられるところが大きいと思うのですが、では、その結果、一日はどうなるかというところで、今募集のほうを考えたら、大体30歳までが募集要項には書いてあると思うのですが、今後の年齢の適正化等考えたら、募集年齢を引き上げる年とかというのもいつかは見込まれるかもしれないというぐらいで、組織の中の年齢というところで考えたら、そういう手段もあると思うのですが、その辺りのお考えはいかがですか。

○小田上委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 募集する際の年齢につきましては、これは毎年度検討しております。

ここ数年、30歳以下という形で募集はしております。過去においては、例えば、経験者であるとか、少し年齢を考えたりというようなこともございました。

当然、職員全体の年齢構成を考える中では、30歳以下、必ず固定されるものではありません。

せんから、その辺り十分に年齢構成を踏まえた採用ができるように、今後とも考えていきたいと思っております。

○寺岡委員 ありがとうございます。

○小田上委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第2、議案第61号職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明がある旨を伺っております。補足説明は座って説明していただいて構いません。お願いします。

総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 それでは、議案第61号職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。特に資料はございませんので、口頭での説明ということになります。

議場において、提案説明の際に、災害派遣時の費用負担について、御質問がありましたので、その辺りを踏まえて説明をさせていただきたいと思います。

まず、今回の条例改正では、職員に支給する特種勤務手当の対象となる種類と金額について追加して規定し、職員が本市以外の区域で災害が発生し、災害対策本部が設置された市町村に派遣され、災害応急作業等に従事した場合に支給できるようにしようとするものでございます。

支給額については、実際に作業した1日当たり、現場確認などの巡回監視に従事した場合は710円、住家被害調査などの応急作業などに従事した場合は1,080円、その他これらに準じる作業を行った場合は、1,080円の範囲内で、別に定める額を支給しようというものでございます。

そもそもこの手当を追加するきっかけとなりましたのは、今年1月の能登半島地震での本市職員の被災地派遣でございます。被災地への支援は全国規模で行われ、国家公務員、

地方公務員問わず派遣をされ、復旧作業に当たりました。その際に、派遣元の機関で特殊勤務手当が規定されているか否かで支給される、されないといった整合性が取れない状況が発生をしました。

これを解消するために各自治体で同様の手当が条例改正を経て制定されており、令和6年1月に遡って支給されているところでございます。

ただ、手当の対象とする区域に、自ら自治体の区域を含めるのかどうか、あるいは、災害救助法が適用された場合に限るのかどうか、こういったことなどが自治体によって判断が分かれるところがありましたので、検討に時間を要して、提案がこの時期になってしまいました。

本市においては、本市の区域内で災害があった場合に、手当の支給対象とするならば、際限なくなる可能性があります。こういったことから、支給対象を本市以外へ派遣された場合としております。

また、他の区域へ派遣する場合では、災害救助法が適用されなくても、災害対策本部が設置され、派遣の要請を受ける場合が想定されること、そういったことを勘案し、対象となる業務の範囲を定めたところでございます。

次に、費用負担についてでございますが、災害救助法が適用された場合は、救助を行った都道府県が負担し、救助の種類に応じた国庫負担があるというふうにされております。

また、応援を行った都道府県が応援のために負担した経費は、救助を行った都道府県に求償できるというふうにあります。

したがって、本市で応援に要した経費で国庫負担の対象となる経費は、広島県を通じて求償できるということになります。

具体的な対象経費ですが、国において、災害救助費負担金交付要綱というものが定められておりまして、救助の事務を行うのに要した経費などとして、職員の時間外勤務手当、旅費、需用費、使用料及び賃借料、役務費といった経費が対象経費として定められております。この要綱を見る限りでは、今回の特殊勤務手当は対象経費に入っておりません。

次に、災害救助法が適用されない場合につきましては、今説明しました内容に準じて、被災自治体と応援自治体の間で費用負担が定められるというふうに推測をされますけれども、自治体間の相互応援協定の中で費用負担が決められるといった場合もありまして、一概に対象になる、ならないということが言えません。

ただ、相互応援協定に基づく応援の場合は、特別交付税措置が講じられているということでございます。

本市の場合は、現実的に長期の応援派遣というのが難しく、今後とも、今回の能登半島地震での輪島市への派遣のように、数名ずつを短期的に派遣するということになるのではないかと考えております。例外的に長期派遣の要請を受けて、被災地で長期にわたって事務事業に従事する場合には、地方自治法の規定に基づいて、派遣先自治体と協定を締結し、派遣先自治体が人件費を負担するという制度によるものと考えております。

ただ、特殊勤務手当の取扱いについては、派遣先自治体との相談次第ということになるうかと思えます。

したがいまして、今回の災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の導入が大きな財政負担を強いるかどうかというふうに考えた場合には、現時点では過度な負担ということにはならないのではないかというふうに考えております。

また、大規模な災害が発生した場合は、お互いさまという意味合いで、自治体相互で応援に協力することは非常に大切なことでありますので、応援自治体の費用負担についても可能な範囲で、ある程度の負担をすることは許されるのではないかとというふうには考えております。

本市の職員にとっても、大規模災害の過酷な現場で業務に従事することは、職員の知識、経験を高め、今後の業務遂行能力を高めることにもつながるというふうに考えております。

補足説明は以上でございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○小田上委員長 それでは、本件に対する質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

西村委員。

○西村委員 おはようございます。

非常にいいことを条例改正されるということで、いいのですが、ちょっと御質問をさせてもらいます。

今年1月1日の能登半島地震、もう11か月が経過しておりますが、この間、本市では何人の職員を派遣されたのか、あるいは先ほど課長が説明されたように、短期間のように言われますが、この期間をどのように区切っていたのかということを確認します。

○小田上委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 それでは、能登半島地震、輪島市への支援でございますけれども、令和5年度に6人、令和6年度に4人の計10人を派遣をしております。1回の派遣で6日間、2人ずつ体制で計5回派遣をしたということでございます。

○小田上委員長 西村委員。

○西村委員 詳細が分かったので、続いて、先ほど朝、職員の朝礼をすとか、年3回ほど面談をすとか、職員間の意思の疎通とか、精神状態とか、いろんなものを確認し合っているのは非常によいことなのですが、この特殊作業は危険なところに派遣されるわけですので、いつ次の地震が来るか分からない、そういう安全面は、どういうふうに考えて派遣しているのか、また、派遣する人材をどのようにして選定しているのかをお尋ねいたします。

○小田上委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 安全面につきましては、まず、職員の精神的な負担を軽減するという意味で、引継ぎをしっかりと行うということで、現地において、クールごとに前任者から引継ぎを受けるという期間を設けております。

したがいまして、先ほど6日間ずつというふうに申し上げましたが、往復に2日かかって、実労働は4日間ということになります。その4日のうちの一部の時間を引継ぎに使っております。

また、今回の広島県からの取りまとめということで、広島県から派遣人数の要請が来て

おります。広島県を中心に現地と情報収集をしまして、逐一、県のほうから現地はどういった状況だということが市のほうに報告をされます。そういった事前準備を経て、派遣を行っているということでございます。

また、必要な食糧であるとか、いろんな衣食住の問題、これにつきましても、広島県のほうでまとめて用意していただける場合もありますし、その辺は抜かりなく派遣に向けた準備は進めて派遣をしたというふうなことになります。

次に、人材の選定なのですが、各部ごとに、まず、希望者を募りまして、順次、派遣者を定めていったところ です。基本的には、職員自ら手を挙げて各部順番に派遣をしていったというふうなところでございます。

以上です。

○小田上委員長 西村委員。

○西村委員 詳細に説明いただきまして、ありがとうございます。

本来は、派遣するべき場合ではないのを望むのですが、どこで災害があるかも分かりません。ただ、市外だけでなく、市内もそういうことも考えられます。

これからも南海トラフを中心に、いつ来るか分からない、そういう災害に対して、行政としてしっかり準備をしていただきたいと思いますし、質問は以上で終わります。

○小田上委員長 通告を受けた質疑は以上です。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第 3、議案第63号指定金融機関の指定更新についてを議題といたします。

本件につきましては、補足説明はない旨、あらかじめ聞いております。

これより、本件に対する質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員の交代は必要ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 では、交代がありますので、しばらくお待ちください。

続きまして、日程第4、議案第67号財産の無償譲渡について（地域情報通信基盤（光ファイバケーブル）設備一式）を議題といたします。

本件につきましては、補足説明がない旨をあらかじめ聞いております。

これより、本件に対する質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

西村委員。

○西村委員 6月に説明を受けまして、この12月に提案されているこの案件なんですが、契約者が述べているのが、現在では栗谷地区が90%、阿多田地区が50%あまりと、今までの利用者が示されております。

この譲渡後にこれらの運用、あるいはその後の確認等がどういう形でされるのか。また、営業等についてもどのような形で公表して受ける側がされるのか、その点についてお尋ねをいたします。

○小田上委員長 どうぞ。

○武居企画財政課情報政策係主査 企画財政課主査の武居です。西村委員の質問にお答えいたします。

契約者に関してですけれども、6月にも説明申し上げましたとおり、前年度までは2,474世帯となっておりますけれども、株式会社ちゅピCOMに確認しましたところ、サービス自体の申込みが165件の増加が現在あるそうです。

先ほどございました阿多田地区、それから、栗谷地区等の今後についてなのですが、株式会社ちゅピCOMとしては、ケーブルテレビ事業者の使命として、今後も営業収入の少ない中山間地域とか、阿多田島のような地域において、事業を縮小することは考えていないとのことで、現状の県北の北広島町では、町が整備した光ケーブル設備の譲渡を受けて、ケーブルテレビの運営を行っております。

また、北広島町や廿日市市吉和地区などでは、ケーブルテレビの運営とは別にスマート

農業の実証実験や暮らしのDX推進実証実験などの取組も行っているそうです。

株式会社ちゅピCOMからは、今後地域の発展に貢献することを目的として、社会インフラ基盤の協力推進に係る連携協定の打診も受けておりますので、市としても中山間地域における社会インフラ基盤の構築の協力を求めていると考えております。

○小田上委員長 企画財政課長。

○三井企画財政課長 補足としまして、譲渡後の相手方の公表ということがあったと思います。少し相手方と調整する時間をいただきまして、どうやって公表していくかというのは、協議してまいりたいと思います。

以上です。

○小田上委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございました。

特に、本市の中山間地域の住民への連絡とか、そういう情報共有というのは大事なものであります。先ほども申しましたが、災害等もあると考えたときに、やっぱりこういうシステムが活用されることが一番の基本でございますので、今後も引き続き業者との話合いと申しますか、譲渡先との連携をしっかりとやっていってもらいたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○小田上委員長 他に通告を受けています。

山崎委員。

○山崎委員 光ファイバケーブル一式を譲渡ということのようでございます。それで、譲渡する物は、もちろんケーブル、あるいは電柱とかいろんな物があるのだと思うのですが、どの範囲を譲渡されるのかということをお示しいただきたいということと、設置後十数年、かなりになると思うのですが、維持費といいたまいますか、そういったものが年間どれぐらいかかるのかということ、令和元年以降5年間でお示しをいただくように通告をお願いしましたので、よろしくお願いします。

○小田上委員長 主査。

○武居企画財政課情報政策係主査 山崎委員からいただきました質問にお答えいたします。

まずは、設備についてですけれども、6月の総務文教委員協議会でお示した資産と同様となります。発電機、自営柱、光ファイバケーブル、通信設備、放送設備、送受信用設備などとなっておりますけれども、議会の中継設備一式は除くということにしております。

続きまして、修繕費や維持費についてでございますけれども、費用としましては2種類ございまして、まず、大竹市が所有者として請求を受けて一旦支払いをして、年度末に株式会社ちゅピCOMに請求するものと、工事費など株式会社ちゅピCOMが直接負担するものの2種類がございます。

本市が一旦、支払いを行うものにつきましては、電気代とか、地権者への支払い、海底ケーブルなどの使用料がございますけれども、これが令和元年度が1,137万8,873円、令和2年度が1,146万3,415円、令和3年度が1,036万2,626円、令和4年度が1,030万5,725円、令和5年度が1,134万8,870円となっております。

次に、株式会社ちゅピCOMが直接負担したものの、これは光ケーブルや設備の維持管理

や工事費などになりますけれども、令和元年度から令和5年度まで、総額3,400万円と聞いております。

年間で平均しますと、約680万円ほどになりますので、先ほど市が負担して株式会社ちゅピCOMに年度末に毎年請求しているものと合わせますと、年間で約総額1,800万円がかかっていると思われます。

これらは、契約によって現在も株式会社ちゅピCOMが負担しているため、譲渡後に増減というのはないと思われますけれども、現在、減免となっている国、市、県の施設や、道路や公共施設の料金等については、今後は民間運営ということで、株式会社ちゅピCOMに新たに負担していただきますので、この部分が譲渡後は増ではないかと思っております。

以上です。

○小田上委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。

そうしますと、今示されました、1,800万円、これは株式会社ちゅピCOMが支払われることで、市の財政的な負担というのは、今後はどれぐらいあるのか、全然ないのか、あるいは、恐らく運営協議会が何かをつくられると思うのですが、そういったところでの支出というものが今後想定されるものがあれば、教えてください。

○小田上委員長 主査。

○武居企画財政課情報政策係主査 市の今後の負担ですけれども、譲渡後は基本的には大竹市の支出に関してはゼロという試算であります。

以上です。

○小田上委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。

それで、大体設置する場合に、いろいろ苦勞したと思うのですが、電柱はどこに設置するかとか、地権者の交渉とか、確か私も記憶しておるのですが、かなり苦勞なされたのだと思うのですが、こういったところの地権者との交渉といいましょうか、作業とか、あるいは、河川の上を通ったとか、道路の上を通ったといったところの使用料とか、そういったことについては、どこが負担をするのかということと一緒に併せてお願いします。

○小田上委員長 主査。

○武居企画財政課情報政策係主査 まず、自営柱に関してですけれども、これは地権者の方が46名いらっしゃいますので、6月に総務文教委員協議会で説明させていただいた後に、さっそく自営柱の地権者の方全員に今回の譲渡に関する説明文を郵送いたしまして、その中でさらに詳しい説明がほしいと言われる方もおられましたので、職員が1件1件個別訪問をして説明をさせていただきました。

自営柱以外のところで、河川とか道路とかの占用、占有、施設の利用料についても、各国、県、市などと直接協議をいたしまして、手続は進んでおります。

以上です。

○小田上委員長 通告を受けた質疑は以上です。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

11時00分 休憩

11時10分 再開

○小田上委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、日程第5、議案第68号令和6年度大竹市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件につきましては、補足説明がない旨をあらかじめ聞いております。

これより、本件に対する質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

小出委員。

○小出委員 よろしく願いいたします。

商工費に対しての質問です。中小企業経営安定支援事業で事業所がLED設備を設置したときの2分の1補助ということで、特に質問ということではないんですが、執行残が多少あるようですが、実績について教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○小田上委員長 産業振興課長。

○三浦産業振興課長併任農業委員会事務局長 ただいまの御質問についてお答えをいたします。

実施件数につきましては22件でございました。税抜きの補助対象事業費ベースで行きますと、1,732万4,056円でございます。

これに対しまして、補助ベース、補助金で行きますと、842万5,000円の補助、これは今からの支出も含まれております。

以上でございます。

○小田上委員長 小出委員。

○小出委員 おおむね反応とかはいかがでしょうか。事業者からの何かそういう聞いたものがあれば教えてください。

○小田上委員長 産業振興課主幹。

○杉山産業振興課主幹兼商工振興係長 産業振興課商工振興係長の杉山です。

お話は聞いております。1つの例えで行けば、もうちょっと事業所としては大きな施設を持っているので、この補助金だったら上限いっぱいでもうちょっと欲しかったなというところもありますし、ちょうどよいところで補助金が当たったというふうな感想を言われている事業者もいらっしゃいました。

以上です。

○小田上委員長 小出委員。

○小出委員 うちの事務所も制度を利用させていただいて、10個ほど変えたのですが、2か月ぐらいの実績ですけど、電気代が大体2割から3割ぐらい減ったかなというふうなことで、非常に喜んでおります。継続してよろしく願いいたします。以上です。

○小田上委員長 他に通告を受けています。

山崎委員。

○山崎委員 54ページ、介護・福祉人材確保事業についてお伺いいたします。

先日の生活環境委員協議会でも説明がありましたが、初任者研修、旧ヘルパー2級という、この現在有資格者がどれぐらいいらっしゃるのかということをお伺いしたいのと、今後、この研修により、どれぐらいの2級の資格者を確保しようとしていらっしゃるのか。

それと同時に、その2級を支援することによって、就労支援というのが説明もございました。どういった就労支援を行われようとしているのか、その具体策についてお伺いをします。

以上3点、よろしくお願いします。

○小田上委員長 地域介護課長。

○前田地域介護課長 地域介護課長の前田です。よろしくお願いいたします。それでは、御質問にお答えいたします。

初任者研修の部分なんですけど、市内にヘルパーの有資格者がどのくらいいるかということとはちょっと不明ですけども、10年ぐらい前に、本市でこの研修を数年間ほど実施しておりました。潜在的に、数十人はいるのではないかと考えております。

今回は人材の掘り起こしということで、その方々を対象に再履修研修を行い、就労につなげていきたいと考えております。

具体的には2日間の研修を行います。研修の最後に市内の事業者に来ていただいて、事業者のPRの場を設けることを計画しております。そして、その後、個別に就労相談を行っていただければと考えております。

以上になります。

○小田上委員長 山崎委員。

○山崎委員 どれぐらいいらっしゃるか把握していないということのようで、ちょっと心細いという気がするのですが、ぜひ、介護の担当者というのは非常に不足しておる

ということでございますので、しっかりと取り組んでいただいて、このヘルパー 2 級の方を大竹市内に増やしていただきたいということをお願いをしておきます。

それで、初任者研修について委託ということが出ておりました。この委託先、具体的にどういったところに委託されようとしてるのか、その事業所があれば、その研修はどのような研修を計画されているのかということを併せてお伺いします。

○小田上委員長 地域介護課長。

○前田地域介護課長 委託先になりますけども、こちらは現在、介護や福祉の資格を取得する専門の学校といたしますか、講習を行っている事業者に対して委託をするものでございます。

具体的には、市のほうに委託先の講師に来ていただいて、新しい初任者研修の場合ですけども、週 1 回の開催でトータル14日間、3 か月ぐらいになりますけども、研修を行う予定でございます。

その後、委託先には就労相談も応じていただくような形にしようと考えております。

以上です。

○山崎委員 結構です。

○小田上委員長 それでは、他に通告を受けております。

中川副委員長。

○中川委員 すみません、よろしくお願いいたします。

今の民生費の介護保険緊急支援事業300万円の内容をちょっと教えていただきたいので、よろしくお願いいたします。

○小田上委員長 地域介護課長。

○前田地域介護課長 介護保険緊急支援事業300万円でございます。

この事業は、このたび閉鎖されるデイサービスの利用者の方が他のデイサービスを利用する場合に、距離的、時間的、人材不足などで事業者の送迎が難しい場合に送迎の費用を支援を行う事業になります。

具体的には、その費用について、タクシーなどを活用した場合、その費用を市が支援するというところでございます。

以上です。

○小田上委員長 副委員長。

○中川委員 ありがとうございます。

閉鎖される施設に変わる通所費用、タクシー以外もあるかなとは思いますが、ほかに聞きたいことがあるので、ちょっとこれぐらいにします。またよろしく支援のほうお願いいたします。

次に、タブレットなのですが、今回、学習用端末の調達に要する経費とあるのですが、私、よく分かっていないので、愚かな質問かもしれませんが、今年度、予算にリース費用が300万円、700万円とか出ているのですけど、ずっとリースと思っていたのですよ。リースだから別に調達する必要はないのではないかと思っていたので、何でこの調達にする必要があるのかというのをちょっとよく分からないので教えてください。お

願います。

○小田上委員長 総務学事課課長補佐。

○横峰総務学事課課長補佐兼教育指導係長 教育委員会総務学事課の横峰と申します。よろしく願います。

先ほどの質問なのですが、現在使用している学習者用端末が令和3年2月に整備しております、5年リースのため、令和8年2月に機器の更新時期を迎えます。

現在、県において広島県のGIGAスクール推進協議会というのを設置しております、その中で大竹市もOS部会というのに参加して、令和8年2月に調達する作業をしております。

今年度に公告をして、公募型のプロポーザルということで、共同調達を行う予定としております。こういった作業が生じますので、債務負担行為ということで購入に向けた準備をさせてもらっております。

以上です。

○小田上委員長 副委員長。

○中川委員 ありがとうございます。

共同で決まったから調達しなければならないということですね。

その債務負担行為になったわけですが、その財源って一体、どうせ支払わなければいけない額なのではと思うけど、その財源ってどこから持ってくるんでしょうか。願います。

○小田上委員長 課長補佐。

○横峰総務学事課課長補佐兼教育指導係長 債務負担行為ですので、たちまちの費用負担というのはございませんが、調達する際には、3分の2が補助で、3分の1が単市負担となっております。

以上です。

○小田上委員長 財源が、3分の2が補助、どこの補助かと、3分の1が一般財源からなのかどうか。願います。どうぞ。

○横峰総務学事課課長補佐兼教育指導係長 失礼いたしました。

まず、国が県に対して基金をつくるために補助金を出します。その基金を基に、県は市に対して補助を行います。県が造成している基金から補助をもらいますので、市としては、県に補助金の要求をいたします。これが費用の3分の2ほどで、残りの3分の1が一般財源となっております。

以上です。

○小田上委員長 副委員長。

○中川委員 すみません、ありがとうございます。

3分の2補助で、今回の7,500万円、3,700万円ということになるんです。ちょっとよく分からないですけど。全部で、その中に補助も含まれて、7,500万円、3,700万円になるのでしょうか。願います。

○小田上委員長 課長補佐。

○横峰総務学事課課長補佐兼教育指導係長 全部での額を債務負担行為としてあげております。

以上です。

○小田上委員長 委員長を交代します。

○中川副委員長 委員長を交代します。

小田上委員。

○小田上委員 すみません、タブレットのこと通告していませんが、お答えいただければと思います。今のところ、もし副委員長から聞かれたところ、整理できて追加できそうであればおっしゃってください。

OS部会に入られるというのは、昨日させていただいた一般質問の中でさらっと触れて、中身のことにあまり触れなかったもので、こちらで触れさせていただけたらと思うのですが、タブレット今まで使ってこられて、今、Windowsのタブレットですね。今、部会は何の部会に入られて、どれを調達しようと思われているのか。

あとは、リースから調達というところで変わります。1台当たり5万5,000円というところは伺っていますけども、どの機種になりそうなのか、まだ部会ができてというところで議論の内容が薄いのかかもしれませんが、現状を教えていただけたらと思います。

○中川副委員長 教育指導係長。

○横峰総務学事課課長補佐兼教育指導係長 現在、大竹市が入っているOS部会はGoogleのChromeOSに入っております。

そして、機種なんですけど、現在この部会の方で仕様書をみんなで揉んでいるところなので、どの機種になるかというのはまだ分かっておりません。

以上です。

○中川副委員長 小田上委員。

○小田上委員 リースから調達になったときのことも。リースのほうがいいのではないかなと思っていますので、ただ、補助の制度がリースだと出ないというのであればなのですが、一番最初にタブレットを導入するときも、最初は調達という動きだったのではないかなと思うのです。リースにされたほうがいいのではないのかというところで、今回リース期間がもうちょっとで終わると。このリースされたものは返却というお話は伺っていますが、どうしてもこういう情報端末というのは、ずっと持っていて、ずっと使えるわけでもないで、どんどん返却していつ更新したほうがいいとは思っています。

なので、そこを考えると、調達という考え方がどうなのかなというところ。

あと、今、WindowsのOSでされていて、Chromeのほうになる。個人的な感覚とすれば、操作はChromeのほうが何かスッキリしてるのかなというイメージはあるんですが、これからそれを導入した時に、中学生とかの利用のとき、高度な作業をしてほしいなというときに、ちゃんと追いついてきてくれるのかというのが個人的な心配があって、このChromeOSを選択された理由というのをお聞かせいただければと思います。別にどこが良い、悪い、3つOSありますけど、良い悪い言いたいわけではないんですけど、選ばれた基準というのをお願いします。

○中川副委員長 教育指導係長。

○横峰総務学事課課長補佐兼教育指導係長 まず、リース契約がどうなのかという点なのですが、リース契約のメリットは、支払いを5年間かけて行うため、財政面の負担を平準化できる点だと考えています。デメリットとしては、リース料がかかるため、購入に比べて高価になることだと考えております。現状では、購入と比べて高くなる見込みであります。

購入のメリットは、リース契約と比べて安価な点だと考えておりますが、デメリットは単年度の財政負担が大きくなる点だと考えております。

そのほか、仕様や補償、搬入や設置、更新後の端末の回収などには、リース契約と購入に現在つくっている仕様には差がありません。購入であっても、無償回収や下取り制度ができるような仕様とする予定になっておりますので、金額も考慮して購入のメリットが大きいと考えて購入にいたしました。

Ch r o m e O Sを選んだ理由なのですが、理由としては、学校現場の教員の方にアンケートをとりまして、どのOSがいいかという調査をとりました。その中で一番多かったのが、Ch r o m e O Sで、次いでW i n d o w s、最後にi O Sでした。

理由としては、Ch r o m e O Sのセキュリティ性能が高くて、クラウド上で動くため、起動が早く、スムーズに動くことが理由としてありました。現在、W i n d o w s使っておりますが、機械の中で、データを保存とかがしますので、保存しているデータ量が大きくなると、動きが悪くなったり、容量がいっぱいになって、フリーズしてしまうということもありましたので、そういう点からでもCh r o m e O Sが優れていると考えております。

次に、児童生徒の視点から見ても、シンプルで使いやすく動きがスムーズであるため、特に低学年や技術に不慣れな生徒でも使用することができるOSであると考えております。中学生になると高度なことがしたいのではないのかという御意見だったかと思うのですが、できればそういう上を目指した子ではなくても誰でも使えるようなものをそろえたいと思ひましてCh r o m e O Sにしております。

そして、教育委員会からの立場で言いますと、ほかのOSと比べてもCh r o m e O Sのほうがアカウントの管理を含めて管理がしやすく、また、端末に不具合や故障があったとしても、予備機に児童生徒のアカウントを入力すれば、そのまま使ってもらえるなど、授業を円滑に進めることができるOSであると考えております。

以上です。

○中川副委員長 どうぞ。

○中野企画財政課課長補佐兼財政係長 企画財政課財政係長の中野でございます。事業費と財源のことは企画財政課のほうから答弁させていただきます。

まず、事業費ですが、小学校学習端末の調達に要する経費が7,546万円、中学校学習用端末の調達に要する経費として3,712万5,000円ですので、合計の事業費が1億1,258万5,000円になろうかと思ひます。

こちらは、今、県で共同調達と話があったと思ひますが、実際に調達するのは市が調達を行いますので、これが備品購入費の予算額という形になります。これが事業費で、県の補助金が3分の2ありますので、大体7,500万円程度になろうかと思ひます。残りの3,700

万円程度が一般財源という形を想定しております。

以上です。

○中川副委員長 小田上委員。

○小田上委員 ありがとうございます。

何でタブレットを入れるのかというのを、この間、本会議場のほうでお話を伺いましたが、鉛筆を使って紙に書くというのは結構当たり前のことで、多分、小学校1年生からちゃんとした持ち方で書きましょう、それが使えるのは当たり前になって、今度は字をきれいに書きましょうというところに進んでいくのだと思うんですね。なので、道具としての性能がいかにいいかというところで選んでいただいて、アンケートとか使ってというところでの機種選定はとてもいいと思います。

最後に、タブレットも買われても、故障とかしても対応してくれそうということであれば安心かなと思いますし、その後の回収も無料でという協定が結ぶことができれば安心かなとは思いますが。

共同の調達の部会なんですけども、やっぱりある程度近隣の市町と連携してのほうが、教員の異動もありますよね、入れ替わりもあって、同じようなものというところもあるとは思いますが、顔ぶれとして、近隣の、広島県内なのでどうしても片方側にしかいけないんですけども、どの顔ぶれ、近い方おられるかというところ、そこを最後お聞かせください。

○中川副委員長 教育指導係長。

○横峰総務学事課課長補佐兼教育指導係長 全部は申し上げませんが、近くでいいですと廿日市市、それから、似たようなところでいいですと竹原市、あと、三原市、福山市、府中市、安芸高田市などがあります。

以上です。

○中川副委員長 委員長を交代します。

○小田上委員長 すみません、勢いのあまり、ほかの方の質疑を聞く前に僕が手を挙げてしまうというところで、大変失礼をいたしました。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、総務文教委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

11時34分 閉会